

# 平成 27 年度介護保険制度改正について

## 【デイサービスの新規開業を検討中の方へ】

平成 27 年度の介護保険制度改正において、  
**通所介護と訪問介護のシステムが大きく変わります。**

これから新規開業を検討しておられる方は、制度改正について理解したうえで戦略的に開業スタイルを選択することをお勧めします。

### 利用定員：19人以上か、18人以下か

現行制度では、定員にかかわらず、事業所の所在地により管轄の行政窓口が決まります。（所在地が名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市の場合はそれぞれの市、それ以外の愛知県内各市町村の場合は愛知県が指定権者となります。）愛知県または当該各市の指定基準を満たしたうえで、運営規定であらかじめ定めておけば、隣接市町村からの利用者の受け入れも可能です。

これが、平成 28 年 4 月以降は、**定員が 18 人以下の通所介護事業所は「地域密着型サービス」というカテゴリーに自動的に移行**し、事業所所在地の市町村に許認可・指導の権限が移ります。

地域密着型サービスは、その市町村の住民だけしかサービスを利用することができませんので、隣接市町村からの利用者も受け入れたい場合は、それぞれの利用者が居住する市町村の許認可も別途取得する必要が出てきます。

平成 28 年 4 月以前から事業をスタートしていて、すでに隣接市町村からの利用者を受け入れている場合は、地域密着型に移行する時点で各利用者が居住する市町村の許認可が自動でおりますが、指定更新の時期を迎えた時点で複数市町村の利用者を引き続き受け入れたい場合は、それぞれの市町村の指定要件を満たしたうえで更新指定を受ける必要があります。

### 小規模デイを始めるなら、お早めに

地域密着型になるというのは、単に指定権者が市町村になるというだけではありません。デイサービスの新規指定事業所数に総量規制をかけたり、公募制にしたり、事前協議を求めたりすることも市町村が独自に決めることができます。実際、平成 18 年に地域密着型に移行したグループホームの場合、移行後数年間は全国の市町村で 1 件も新規の許認可が降りないという状態が続きましたので、デイサービスでも同じことが起こる可能性もあります。

つまり平成 28 年度以降は、小規模デイの新規事業はいつでも誰でも自由に開業できるものではなくなるということです。小規模デイを新規で始めたいとお考えなら、早めにアクションを起こすことをお勧めします。

### 要介護と要支援（総合事業）

ここ数年、新規開業のハードルの低さから、浴室や厨房を持たない（つまり入浴や食事提供のサービスを行わない）機能訓練中心の小規模型・半日型のデイサービスが増えています。これらのデイサービスを利用するのは、比較的元気な要支援認定者の方が中心です。しかし、平成 27 年 4 月か

ら、通所介護および訪問介護の予防給付事業（要支援者を対象としたサービス）は、自動的に介護予防・日常生活支援総合事業に移行します（みなし指定）。

総合事業のサービスは介護事業者だけが提供するものではなく、ボランティア団体やNPO法人等、「多様な事業主体による多様なサービスの充実」を目指しています。その中で、介護事業者に委ねられるのは、認知症の方と機能訓練による状態の改善が見込まれる方に限定されていくと予想されます。その中でも、機能訓練による状態の改善が見込まれる利用者については、定期的なモニタリングにより、介護事業者以外が提供するサービスを利用できるかどうか検討するとされています。

このため、要支援利用者をメインターゲットとするような事業では、今後の市場規模縮小がほぼ確実です。新規開業を検討される方は、要介護の利用者を中心に受け入れることを想定したサービス内容にするのが賢明です。

## 地域密着型の制約

上述のように、地域密着型では新規事業の許認可がこれまでのように簡単にはおりになくなると予想されます。また、事業所所在地の隣接市町村からも利用者を取りたい場合は、それぞれの利用者の居住地ごとに独自に定められている指定基準を満たしたうえで、市町村ごとに許認可を受ける必要があります。（この場合、実地指導もそれぞれの市町村から別々に来ます。）

また、地域密着型サービスでは地域住民の代表や利用者とその家族、市町村職員などから構成される「運営推進会議」を設置し、定期的に会議を開催するとともに、その議事録を保管・公表する義務がありますので、事業者の事務的な負担は大きいです。

## 最初から19人以上でスタートすれば？

届出利用定員が19人以上の事業所は、地域密着型サービスとはなりませんので、運営推進会議の開催義務もなく、運営規定であらかじめ決めておけば隣接市町村からの利用者も自由に受け入れ可能です。しかし、届出利用定員が増えればそれだけ配置しなければならない人員数も増えます。たとえば定員10人以下なら看護職員の配置は不要ですが、10人を超えると1名以上の看護職員を配置しなければなりません。介護職員も、定員15人までは1名ですが、16～20人なら2名、21～25人なら3名と、配置すべき介護職員の人数が増えていきます。

開業前から利用者確保の見込みが立っている場合は別ですが、利用者が少ない状況でこれだけの人員を配置することのリスクも考慮しなければなりません。

もし、事業所として使う物件に将来的に定員19人以上にできる広さがあるなら、最初は定員10人でスタートして、利用者がある程度増えてから変更届を出して定員を増やすという方法も考えられます。機能訓練室の床面積（壁芯寸法）は利用者一人当たり3㎡以上必要ですので、定員19人であれば約60㎡の広さが必要になります。また、事務室や相談室、静養室など、機能訓練室以外のスペースが最低でも30㎡程度必要になりますので、延べ床面積が90㎡程度の物件が理想かもしれません。ただし、床面積が100㎡を越えると、今度は建築基準法による建築確認を受ける必要が生じるので、着工までにプラスアルファの費用や時間がかかることになり、注意が必要です。

(免責事項)

本レポートは、平成 26 年 7 月現在において公開されている情報に基づき作成しています。川崎税理士事務所では、本レポート作成時点においての情報に基づき、最新の注意を払って情報提供を行っておりますが、本レポートにおける情報の正確性、最新性、適切性などについて、明示的または黙示的な保証を行いません。

川崎税理士事務所は、本文書およびその内容に関し、いかなる保証もするものではありません。万一本レポートの内容に誤りがあった場合でも、川崎税理士事務所およびそのグループ会社は一切責任を負いかねます。

(著作権について)

本サイトおよびサービスの著作権は、原則として川崎税理士事務所が所有しています。

著作権法上において許される「私的使用」や「引用」の範囲を超えた本レポートのコンテンツの利用に関しては、川崎税理士事務所の許可が必要となります。

企業のイントラネットにおける本レポートのコンテンツの掲示などにつきましても、川崎税理士事務所の許可が必要となりますのでご注意ください。

詳細なレジユメをご希望の方は、  
介護事業経営研究会名古屋中央支部（川崎税理士事務所）までご連絡ください。

本件に関するお問合せ先：川崎税理士事務所 [川崎／kawasaki@xgd.biglobe.ne.jp](mailto:kawasaki@xgd.biglobe.ne.jp)／TEL:052-973-3901